

◎新型コロナウイルス感染症に係る主な支援策（8/27付 経産省支援策パンフレット対応）

【融資関連】

※前回との変更点は赤字で表示

経	融資名	概要	問い合わせ先	融資額上限	備考
1	P7 新型コロナウイルス感染症特別貸付	新型コロナウイルス感染症により一時的な業況悪化を来たし、売上高が減少した事業者への融資	日本政策金融公庫	・中小事業：6億円 ・国民事業：8,000万円	[要件] 最近1か月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少等 ・信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利を引き下げ ・担保は不要
2	P8 商工中金による危機対応融資	商工中金が、新型コロナウイルス感染症による影響を受け業況が悪化した事業者に対し、危機対応融資による資金繰り支援を実施	商工組合中央金庫	6億円(利下げ限度額2億円)	
3	P9 新型コロナウイルス対策マル経融資	商工会議所等による経営指導を受けた小規模事業者に対して、日本政策金融公庫等が無担保・無保証人で融資を行う制度	日本政策金融公庫 商工会・商工会議所	既存枠とは別枠で 1,000万円	
4	P10 特別利子補給制度(実質無利子)	上記3つの借入を行った中小企業者等のうち、売上高が急減した事業者などに対して、利子補給を実施し、実質無利子化	中小企業金融・給付金相談窓口	【補給対象借入の上限】 ・日本公庫等：2億円(中小事業) 4,000万円(国民事業) ・商工中金：2億円	・個人事業主：要件なし ・小規模事業者(法人事業者)：売上高▲15%減少 ・中小企業者(上記以外)：売上高▲20%減少
5	P11 セーフティネット貸付の要件緩和(新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置)	通常のセーフティネット貸付の要件「売上高5%以上減少」といった数値要件にかかわらず、今後の影響が見込まれる事業者も含めて融資対象にする	日本政策金融公庫	・中小事業：7.2億円 ・国民事業：4,800万円	【セーフティネット貸付とは？】 社会的環境の変化等により、一時的に売上減少しているが、中期的には、業績回復が見込まれる中小企業者を支援する融資制度
6	P17 信用保証協会による保証枠の拡充(セーフティネット保証4号)	全国の事業者を対象に、一般枠(最大2.8億円)とは別枠(最大2.8億円)で借入債務の100%を保証 <売上高が前年同月比▲20%以上減少等の場合>	取引のある金融機関 各信用保証協会	【保証枠】 一般保証枠と併せて最大5.6億円	対象となる中小企業者は、本店等所在地の市区町村に認定申請を行い、認定書を取得した上で、保証付き融資の申込みを行う
7	P17 信用保証協会による保証枠の拡充(セーフティネット保証5号)	全業種の事業者を対象に、一般枠とは別枠(最大2.8億円、4号と同枠)で借入債務の80%を保証 <売上高が前年同月比▲5%以上減少等の場合>			
8	P18 信用保証協会による保証枠の拡充(危機関連保証)	全国・全業種の事業者を対象に、売上高が前年同月比▲15%以上減少する中小企業・小規模事業者に対して、更なる別枠(2.8億円)を措置			
9	P19 民間金融機関における実質無利子・無担保融資	○個人事業主 売上高前年同月比▲5%以上減少・・・保証料ゼロ+金利ゼロ ○小・中規模事業者 売上高前年同月比▲5%以上減少・・・保証料1/2減免 売上高前年同月比▲15%以上減少・・・保証料ゼロ+金利ゼロ	取引のある金融機関 各信用保証協会	【融資上限】4,000万円	セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証のいずれかを利用した場合に適用(※上記の認定申請が必要)
10	P21 新型コロナ特例リスクスケジュール(借入金の元金返済猶予)	新たに新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者に対し、中小企業再生支援協議会が窓口相談や金融機関との調整を含めた新型コロナウイルス感染症特例リスクスケジュール計画策定を支援	中小企業金融相談窓口		【新型コロナウイルス感染症特例リスクスケジュールとは？】 ①一括して既存債務の元金返済猶予要請の実施 ②資金繰り計画策定支援と金融機関調整 ③資金繰りの継続サポート
11	P23 小規模企業共済制度の特例緊急経営安定貸付等	・新型コロナウイルス感染症の影響を受けて業況が悪化した小規模企業共済の契約者に対して、事業資金を貸し付ける制度 ・利子は無利子	中小企業基盤整備機構	2,000万円 (ただし、契約者が納付した掛金の総額の7~9割の範囲内)	最近1か月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少
12	その他、各自治体による特別貸付や利子・信用保証料の補助制度	以下のページに、新型コロナウイルスに関する各都道府県・市区町村の補助金・助成金・融資情報を掲載 <a href="https://j-net21.smrj.go.jp/support/tsdije0000085bc.html">https://j-net21.smrj.go.jp/support/tsdije0000085bc.html</a>	各自治体窓口	各自治体による	

【給付金・補助金・助成金・協力金等】

	経	項目	概要	問い合わせ先	金額	備考
給付金	1	P28 持続化給付金	感染症拡大の影響により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者に対して、事業の継続を支えるため、事業全般に広く使える給付金を支給	持続化給付金事業 コールセンター	法人は最大200万円 個人事業者等は最大100万円 (一定の算出方法により決定)	下記算定方法により給付金額が決定し、最大給付金額が上限 前年の総売上(事業収入)-(前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月) ※6月29日から「主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者」「2020年1～3月に開業した事業者」の申請受付を開始
給付金	2	P30 家賃支援給付金	感染症拡大を契機とした自粛要請等によって売上急減に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃の軽減を目的として、テナント事業者に対し給付金を支給 【※支給内容の詳細は下記ページに掲載】 <a href="https://www.meti.go.jp/covid-19/yachin-kyufu/index.html">https://www.meti.go.jp/covid-19/yachin-kyufu/index.html</a> 【※各市区町村の家賃支援金は下記ページに掲載】 <a href="https://j-net21.smrj.go.jp/support/covid-19/yachin.html">https://j-net21.smrj.go.jp/support/covid-19/yachin.html</a>	家賃支援給付金 コールセンター	直近の支払家賃(月額)に基づき算出される給付額(月額)の6倍(6ヶ月分)を支給 【上限】法人100万円/個人事業者50万円(1ヶ月あたり)	中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者等であって、5月～12月において以下のいずれかに該当する者が対象 ①いずれか1ヶ月の売上高が前年同月比で50%以上減少 ②連続する3ヶ月の売上高が前年同月比で30%以上減少
補助金	3	P37 IT導入補助金の拡充	在宅勤務制度を新たに導入するため、テレワークに利用できる業務効率化ツール等を導入した場合等に補助金を支給	一般社団法人サービスデザイン推進協議会	【補助額】30～450万円 【補助率】2/3又は3/4(特別枠→※P32申請要件)	・次回締切:9月30日(水)17時 ※9月30日の締切後も申請受付を継続し、令和2年12月下旬までに複数回締切りを設け、それまでに申請のあった分を審査し交付決定
助成金	4	P48 雇用調整助成金の特例措置 ※オンライン申請の受付を再開	助成内容・対象の大幅な拡充 (R2.4/1～R2.9/30までの休業等に適用)	都道府県労働局 または ハローワーク	休業手当等に対する助成率等 ・中小企業4/5、大企業2/3(解雇等を行わない場合には、中小企業10/10、大企業3/4) ・日額上限額:15,000円	[要件] ・売上高などの生産指標が前年同期と比較して5%以上減少(R2.4/1～R2.9/30まで) ・平均賃金の60%以上を休業手当として支払っている事業者等
給付金	5	P51 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	新型コロナウイルス感染症及び蔓延防止措置の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業中に賃金(休業手当)を受けられなかった者からの申請により、給付金を支給	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金 コールセンター	休業前の1日あたり平均賃金額×80%×休業実績 (日額上限額を11,000円とする)	・7月10日(金)より郵送での受付を開始 ・オンライン申請も準備中 ・労働者本人からの申請のほか、事業主を通じて(まとめて)申請することも可能
助成金	6	P52 小学校等の臨時休業に伴う保護書の休暇取得支援 (R2.2/27～R2.9/30までの間に取得した休暇に適用)	小学校等が臨時休業した場合等に、その保護者である労働者の休暇に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規問わず、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給の休暇を取得させた企業に対する助成金	学校等休業助成金等相談 コールセンター	休暇中に支払った賃金相当×10/10 (4/1以降に取得した休暇等については日額上限額を15,000円とする)	・年次有給休暇とは別に有給(賃金全額支給)を取得させた事業主が対象 ・幼稚園・保育所等から利用を控えるよう依頼があった場合も対象
協力金	7	(東京都) 営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金(9月実施分)	東京都の要請に応じ、23区内において営業時間の短縮に全面的に協力した中小の飲食事業者等に対して協力金を支給 【※他県の協力金情報は下記ページに掲載】 <a href="https://j-net21.smrj.go.jp/support/kyugyo.html">https://j-net21.smrj.go.jp/support/kyugyo.html</a>	東京都産業労働局総務部 企画計理課	一事業者当たり、一律15万円	[主な対象要件] ・東京都の営業時間短縮要請を受けた、23区内で酒類の提供を行う飲食店及びカラオケ店を運営する中小企業、個人事業主等 ・夜22時から翌朝5時までの夜間時間帯に営業を行っていた事業者が、朝5時から夜22時までの間に営業時間を短縮した場合 ・要請を行う全期間(令和2年9月1日から15日まで)において、営業時間の短縮に全面的に協力 ・ガイドラインを遵守し、「感染防止徹底宣言ステッカー」を掲示
補助金・協力金	8	その他、各自治体による補助金や協力金の支給	以下のページに、新型コロナウイルスに関する各都道府県・市区町村の補助金・助成金・融資情報を掲載 <a href="https://j-net21.smrj.go.jp/support/tsdlje00000085bc.html">https://j-net21.smrj.go.jp/support/tsdlje00000085bc.html</a>	各自治体窓口	各自治体による	

【税金・社会保険料の支払い】

	経	項目	対応	従来	備考
税金	1	P67 個人の申告と納付期限 (所得税、消費税、贈与税)	R2.4/16まで期限を延長するが、4/17以降であっても感染拡大により外出を控えるなど期限内に申告することが困難な方については、柔軟に確定申告書を受け付け	・所得税、贈与税：R2.3/16 ・消費税：R2.3/31	
	2	P67 法人税等や消費税の申告と納付期限	新型コロナウイルス感染症の影響により、法人がその期限までに申告・納付ができないやむを得ない理由がある場合には、申請することにより期限の個別延長が認められる	事業年度終了の日の翌日から2ヶ月以内 (延長申請を行っている場合は3ヶ月以内)	やむを得ない理由については、法人の従業員等が感染したようなケースだけではなく、以下の者がいることにより通常の業務体制が維持できないことや取引先や関係会社においても感染症による影響が生じていること等により期限までに申告が困難なケースなども該当 【やむを得ない理由(例)】 ・体調不良により外出を控えている ・平日の在宅勤務を要請している自治体に在住 ・感染拡大により外出を控えている
	3	P68 新型コロナウイルスの感染拡大に伴う納税猶予の特例 (R2.2/1～R3.1/31までに納期限が到来する国税、地方税について適用)	2020年2月以降、事業収入が減少(前年同月比▲20%以上)し、納税が困難となった事業者について、無担保かつ延滞税なしで納税を猶予		
	4	P72 欠損金の繰戻し還付	資本金1億円以下の中小企業は、前年度黒字で今年度赤字の場合、前年度に納付した法人税の一部還付を受けることができるが、今般、対象を資本金10億円以下の中堅企業にも拡大		
	5	P74 固定資産税等の減免	要件を満たす中小企業(資本金1億円以下)・小規模事業者(個人事業者含む)の保有する、事業用家屋・設備等の償却資産に対する固定資産税、事業用家屋に対する都市計画税を減免(※2021年度分が対象)	・固定資産税：1.4% ・都市計画税：0.3%	[要件] 2020年2月～10月までの任意の連続する3ヶ月間の収入の対前年同月比減少率 ・50%以上減少：全額免除 ・30%以上50%未満：2分の1に減額
保険料	6	P75 厚生年金保険料等の納付猶予の特例	新型コロナウイルス感染症の影響により、収入に相当の減少(事業等に係る収入が前年同期に比べ概ね▲20%以上減少)があった事業主については、1年間、納付を猶予する (R2.2/1～R3.1/31までに納期限が到来するものが対象)		この特例の適用を受けた場合、 ・担保の提供は不要 ・延滞金もかからない